Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-06-07

メジャー・リーグにおけるコミッショナー制度の一考察

志谷, 匡史

(Citation)
神戸法學雑誌,64(3/4):179-188

(Issue Date)
2015-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81008879

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008879

KOBE UNIVERSITY

神戸法学雑誌第六十四巻第三・四号二〇一五年三月

メジャー・リーグにおける コミッショナー制度の一考察

志 谷 匡 史

一　はじめに

アメリカ合衆国の四大プロ・スポーツすなわち野球、アメリカン・フットボール、バスケットボール、アイスホッケーは、長年にわたってファンの獲得をめぐって厳しい競争を繰り広げている。ライバル競技間の競争に打ち勝つために、どのような組織管理がなされているか、経営戦略の如何など、理論的にも実践的にも大変興味が引かれるテーマである。と同時に、競争の陰で運営会社の出資者や所属選手の利益が公平に保証されているのかどうか、法的視角から検討してみることが必要かつ有益である。

検討のアプローチはいろいろと考えられるが、ここでは四大プロ・スポーツはいずれも各運営会社（チーム運営会社）とそれを束ねる上部統括組織から構成されていることに着目したい。なぜなら上部統括組織におけるリーダーシップのあり方は、下部の運営会社の出資者や所属選手の利害に大きな影響を及ぼすからである。一方、各運営会社は、それ自体は独立した企業ではあるが、会社の目的を実現するためには上部統括組織に組み込まれることが不可欠であることは自明である。普段は意識することのない潜在的な「利害対立」を指摘しておかねばならない。本稿は、わが国でも馴染みの深いアメリカ合衆国のプ

ロ野球組織であるMajor League Baseball（以下「メジャー・リーグ」という）を検討対象に取り上げて、上部統括組織におけるリーダーシップの法的規律を考察する準備作業を行う。

二　メジャー・リーグの組織

周知のように現在メジャー・リーグは、アメリカンリーグとナショナルリーグの2リーグ制を採っている。ここに至るまでにはプロ野球草創期の少なからぬ試練（1リーグ制から2リーグ制への発展、球団オーナー間の主導権争い、選手統制の困難など）を乗り越えてきた歴史があるが、後述する。各リーグにはそれぞれ15球団（チーム運営会社）が所属し、15球団を、本拠地をもとに東地区・中地区・西地区の3地区割をして、各地区は5チームから構成される。たとえば、ニューヨーク・ヤンキースはアメリカンリーグ東地区に所属しており、ロサンゼルス・ドジャースはナショナルリーグ西地区に所属している、といった具合である。各球団は、所属地区内、所属リーグ内、そしてインターリーグ（交流戦）を含めて年間162試合を行う。その後、アメリカンリーグ、ナショナルリーグそれぞれにおいて3地区の首位球団にワイルドカードを勝ち抜いた球団を加えた4球団でリーグチャンピオンを争う。そして、両リーグのチャンピオンがワールドシリーズに出場し、ワールドシリーズチャンピオンを争う。以下に両リーグの構成球団を示しておく（本稿執筆時点2015年1月5日現在）。

メジャー・リーグを統括する上部組織が、The Office of Commissioner of baseballである。The Office of Commissioner of baseballは、法人格を有しない団体であって、30の球団（the Major League Baseball Club）を下部組織としてかかえ、全体としてのメジャー・リーグ・ビジネスを遂行する。The Office of Commissioner of baseballはいわば司令塔の役割を果たしているといってよかろう。そのトップがCommissionerである。2014年時点でCommissioner 1名、Chief Operating Officer 1名、Executive Vice President 6名の合計8名が執行部を構成している。

＜アメリカンリーグ構成チーム＞

東地区	ボルティモア・オリオールズ	ボストン・レッドソックス	ニューヨーク・ヤンキース	タンパベイ・レイズ	トロント・ブルージェイズ
中地区	シカゴ・ホワイトソックス	クリーブランド・インディアンス	デトロイト・タイガース	カンザスシティ・ロイヤルズ	ミネソタ・ツインズ
西地区	ヒューストン・アストロズ	ロサンジェルス・エンゼルス・オブ・アナハイム	オークランド・アスレティックス	シアトル・マリナーズ	テキサス・レンジャーズ

＜ナショナルリーグ構成チーム＞

東地区	アトランタ・ブレーブス	マイアミ・マーリンズ	ニューヨーク・メッツ	フィラデルフィア・フィリーズ	ワシントン・ナショナルズ
中地区	シカゴ・カブス	シンシナティ・レッズ	ミルウォーキー・ブルワーズ	ピッツバーグ・パイレーツ	セントルイス・カージナルス
西地区	アリゾナ・ダイヤモンドバックス	コロラド・ロッキーズ	ロサンゼルス・ドジャース	サンディエゴ・パドレス	サンフランシスコ・ジャイアンツ

Commissioner（以下「コミッショナー」という）は、オーナー会議（30球団のオーナーで構成）によって選出される。全球団の最低4分の3の支持を得る必要がある（メジャー・リーグ憲章第2編第9条）。コミッショナーの任期は、最低3年で再任が許される。なお、解任については規定がない。

三　コミッショナーの権限

コミッショナーの権限は、Major League Constitution（メジャー・リーグ憲章）の第2編第2条にいくつかの原則が定められている。

第一に、コミッショナーは、メジャー・リーグの最高業務執行役員として行動しなければならない。株式会社に擬えるとコミッショナーは社長にあたる。

第二に、コミッショナーへの訴えによりまたはコミッショナーの発意により、野球の国民的競技としての最高の利益にならないと主張され、申立てられ、

疑われる行為、取引あるいは慣行を調査し、そのために人を喚問し、文書の作成を命じ、出頭・作成の拒否に対して一定の制裁を科すこと。

第三に、調査を行った後、どのような制裁あるいは救済措置が適切かを決定し、球団あるいは個人に対して必要な措置を講じること。

第四に、コミッショナーの義務の遂行に関連して、コミッショナーおよび他の当事者が従うべき手続規則の策定およびその公表を行うこと。

第五に、各リーグの代表者を指名すること。現在、各リーグの会長は存在しない。

第六に、球場内の規律、野球規則の解釈、ゲームに関する抗議などの裁定をすること。

以上の6項目の権限が定められている。これらを見れば、コミッショナー権限の大きさがよくわかる。

メジャー・リーグ憲章第2編第3条は、コミッショナーの制裁権限について定めを置く。上記原則の第三を具体化した規定といえる。すなわち、コミッショナーが野球の最高の利益にならないとみなす球団、オーナー、球団の役員、従業員、選手の行為に対して、①譴責、②オーナー会議への出席権の剥奪、③球団のオーナー、役員，従業員の職務停止あるいは解任、④選手の一時あるいは永久資格停止、⑤球団の場合は最大200万ドル、球団のオーナー、役員、従業員の場合には最大50万ドル、選手の場合には選手会との基本合意において合意した金額の懈怠金を科す権限が定められている。先に見たようにコミッショナーの選任権はオーナー会議が握っている。一方、コミッショナーは、自分が野球の最高の利益にならないとみなすオーナーの行為に対して制裁権限を行使できる。このようにコミッショナーと球団オーナーの間には「緊張関係」がある。したがって、再任拒否による事実上の解任を武器にオーナーがコミッショナー（の業績）を監督している経営機構とは、一概に言えない。

しかし、このような幅広いコミッショナー権限に対してメジャー・リーグ憲章には例外が定められている。その一つは、メジャー・リーグ憲章がオーナー会議の権限として定める事項に対して、コミッショナーが各球団に行動を命

じ、あるいは不作為を命じることは許されない（第2編第4条）。

また、各球団と選手会との間に行われる集団交渉に関わる事項についてもコミッショナー権限は及ばない（第2編第5条）。

コミッショナー以外の機関としてメジャー・リーグ憲章には、Executive Council（役員会）とMajor League Meetings（オーナー会議）の両機関が規定されている。

役員会は、コミッショナーと各リーグ4球団の代表者から構成される（第3編第1条）。球団代表者は、コミッショナーが指名しオーナー会議の過半数の賛成によって決定される。その権限は、コミッショナーへの助言、選手と球団および球団間の関係を規律するルールの調査および改正勧告である（第3編第2条）。

オーナー会議はメジャー・リーグ憲章第4編に定めがある。その権限は、コミッショナーの選任権の他、選手会との集団交渉に係る行為、試合日程に係る行為、統一選手契約規則改正に関わる行為、テレビ等放映権に関わる行為、球団の加入・削減、球団の売買、球団フランチャイズの移動、地区割りの改正、歳入シェアに関する規定、憲章の改正、球団の権利の強制的停止がこれである（第4編第2章）。

このように各球団の経済的利害の根幹に関わる重大な事項は、コミッショナーの裁量に委ねることはできず、オーナー会議の議決を要する。裏から見ると、オーナー会議の権限は限られた重大事項に縮小されており、それだけコミッショナーの経営権限が拡大していると思われる。先に指摘した「緊張関係」を孕みつつ経営効率的にはこれが正しい権限分配構造といえようか。

四　コミッショナー制度の沿革

繰り返し述べたようにコミッショナー権限は大きい。もっとも、メジャー・リーグ創設当時コミッショナーは存在しなかった。1903年から1921年まではアメリカンリーグ、ナショナルリーグの各プレジデント（リーグ会長）がメン

バーに入ったNational Commissionが上部統括組織としてリーグの運営を統括していた。しかし、度重なる内部対立と、その解決能力の欠如が次第に明らかとなった。しかも、そのような統治能力の欠如が規律の弛みを招いたことが、致命的な結果を招くこととなった。すなわち、球団幹部の利益至上主義や選手の素行の悪さに加え、外部の犯罪組織が買収・八百長の誘いを選手に行うようになったのである。1919年のワールドチャンピオンシリーズでシカゴ・ホワイトソックスが敗れた。しかし、翌1920年には、シカゴ・ホワイトソックスの選手が多数買収・八百長疑惑で逮捕・起訴されるに至って、国民のメジャー・リーグに対する失望や批判は頂点に達した。もはや球団オーナーに自浄能力を期待できないというわけである。さすがにここに至って球団オーナー達の危機感も高まり、それが強力な統治権限を持つコミッショナー制度誕生の直接の原動力となった。

メジャー・リーグに向けられる不信や疑惑を払拭し、出直し的再出発をはかるには、野球界にしがらみのない、中立的立場から公正な判断を下す高い識見を持つ人物が選ばれる必要があった。もちろんクリーンな人物であらねばならなかった。その後、メジャー・リーグ興行それ自体を脅かす行為からメジャー・リーグの最善の利益を守る方策を検討し強力に実施することが、独立性の高いコミッショナーの責任であるという認識は、アメリカの社会に広く定着していく。この点は、普通の企業の場合と異なるプロ・スポーツに特有の事象である。球団という企業の枠を超えたリーグ全体の統治者としてのコミッショナーがこれである。真にプロ・スポーツの最善の利益になることとは何か、その方向性を示し実現することがコミッショナーの任務と考えられたのである。球団オーナー達が最終的に選択した人物が、当時イリノイ州在住の連邦地裁判事Landisであった。1921年1月、Landisと全球団オーナーが締結した契約が、現在のメジャー・リーグ憲章の原型である。この契約によりLandisは初代コミッショナーに就任し、1944年11月に病死するまで23年に及ぶ長期政権を担った。

もっとも、組織存立に関わる危機が去り、メジャー・リーグ人気が挽回すると、緊張感も緩んでしまう。球団オーナーのわがままが頭をもたげてくる。

Landisの後を襲った二代目コミッショナーには球界外部の人物がリクルートされ、ケンタッキー州選出の民主党上院議員Chandlerが就任したが、1945年4月から1951年7月までの就任期間中、球団オーナーの協力を取り付けることが容易でない状況に置かれた。1951年9月から1965年11月まで第三代コミッショナーを務めたFrickはナショナルリーグのプレジデントからの内部昇格人事であって、長期政権で能力的には安定感があったが、その登用は球界が内向きになりつつあった当時の状況を示しているように思われる。Frick時代は引き続き野球人気が高く、それに伴い球団増設問題が課題となった。次期コミッショナーは再び外部から登用すべきという意見がオーナー間で有力となり、第四代コミッショナーに就任した前空軍長官Eckertは、しかし1965年11月から1968年11月までわずか3年の任期で終わった。しかも特に言及すべき功績はないところにこの人事の評価は明らかである。

第五代コミッショナーにはKuhnが就任した。1969年2月から1984年9月の長期政権であった。彼は弁護士出身で、メジャー・リーグを代理して訴訟を戦った経歴を持つ人物である。もっとも、①選手の待遇改善をめぐるオーナーと選手間の対立が訴訟に発展するまでに抜き差しならぬ状況になったこと（Kuhn時代の1972年・1980年・1981年の3度ストライキが発生した）、②球団関係者が賭博と関わるビジネスに関与したこと、③野球人気に翳りが生じるなかで人気回復策を講じる必要がありながら手をつけることができなかったこと（アメリカン・フットボールの台頭がこれである）など、この時期はメジャー・リーグにとって内憂外患の始まりといえる。

第六代コミッショナー Uberrothは、ロサンゼルスオリンピック組織委員会委員長として大会の成功に辣腕を発揮した人物である。1984年10月から1989年3月まで一期勤めた。経営手腕を買われた人事であり、実際球団の収入も潤ったことは事実である。もっとも、辣腕家にありがちな独裁的振る舞いと強権的姿勢からオーナーにも選手にも反感を買うこととなり（1985年にストライキが行われた）、期待された実績を残すことはできなかった。

第七代コミッショナーは、元エール大学学長のGiamattiが就任したが、就任

わずか5か月で病気のため急死した。

Giamattiの後任には弁護士資格を持つVincentが第八代コミッショナーに就任した。1989年9月から1992年9月までの短期政権である。Vincent時代は①選手会との交渉本格化、②賭博関係者との交際問題の浮上、③地区割りの見直し問題など、大きな課題と取り組まざるを得ない情況に置かれたことが特徴である。

Vincent辞任後その後を襲ったのは、ミルウォーキー・ブルワーズの現役オーナーであったSeligである。彼は当初ピンチ・ヒッター的にコミッショナー代行に就任し、1998年以降正式に第九代コミッショナーに就いた。①球団間の格差是正とそのための歳入シェアリング制導入、②スポーツ専用ケーブルテレビやインターネットの普及を背景にメジャー・リーグ人気回復策の積極的実行（アメリカン・フットボールに加えて、バスケットボールの人気上昇により、もはや安閑としてはいられない情況にあることは明白である）、③選手の待遇改善の進展など、不十分なところはあるものの、一定の評価を得る業績を築きつつあるといえる（ただし、1994年8月12日から1995年4月2日まで長期のストライキに見舞われ、1994年のワールドシリーズの中止に追い込まれた）。

五　判例に見るコミッショナーの位置づけ

先に書いたようにメジャー・リーグ憲章は、コミッショナーの法的権限を幅広く規定している。メジャー・リーグ全体を導く指導者としてのコミッショナー像が浮かび上がる。もっとも、コミッショナー権限の解釈が裁判の場で争われた事例は少ない。たとえば球団の選手トレード計画が球界全体の利益にならないとして禁止を命じられたCharles O. Finley v. Bowie Kuhn, 569 F.2d 527（7th Cir. 1978）、賭博疑惑のある監督兼任選手と球団間の契約に介入して当該兼任監督の解雇を球団に命じたRose v. Giamatti, 721 F.Supp. 906（S.D.Ohio 1989）においては、球団や選手の利益が侵害されたか否かを争点としてコミッショナーの「メジャー・リーグ全体の利益」の判断の是非が裁判で問われた。

注目すべきは、いずれの訴訟においても結論としてコミッショナーの勝訴で終わっていることである。裁判所はコミッショナー判断の内容に踏み込むことなく、メジャー・リーグ憲章の文言を根拠にコミッショナーの行動を追認している（形式的文言解釈の採用）。企業としての球団や個人としての選手の利益よりも、むしろ球団間の戦力バランスの均衡や不正に対する社会の批判の回避を優先したコミッショナー裁定に大きな信頼が寄せられているように思われる。これは企業経営者のビジネス・ジャジメント・ルールと同じように見えるが、果たしてそうか。メジャー・リーグは、コミッショナーの統制のおかげで独禁法の適用を免除されている。企業経営者に与えられる経営上の裁量とは別次元の，より高次の「球界リーダーとしての正統性」が裁判所によって肯定されたといえるのではないか。数少ない判例から推認することは慎重でなければならない。確定的評価は後日を期したい。

六　結び

コミッショナーの位置づけは、制度発足当初の理念であった「高潔で独立性の高い中立的リーダー」を基礎に置きつつ、時代の流れとともに「組織の繁栄を実現するための経営戦略の立案実行能力を兼ね備えた球界リーダー」として活躍が期待されるように質的に変化した。もっとも、上部統括組織におけるリーダーシップのあり方は、下部の球団の出資者や所属選手の利害に大きな影響を及ぼすことに昔も今も変わりはない。メジャー・リーグのようにコミッショナーの権限がきわめて大きいプロ・スポーツ組織においてはなおさらである。組織に内在する「緊張関係」にもかかわらず、残念ながらその権限行使の適正さを担保する仕組みは、外部からは見えづらい。公表された判例の分析によってコミッショナーの裁定に大きな信頼が寄せられている現実が明らかになった。もっとも、裁判所の信頼は何に置かれたのかは、判決文やそれに関するコメントを読んでも必ずしも明解とはいえない。本稿は、困難な課題へのチャレンジの一里塚である。さらに検討を続けたい。

【参考文献】

Zimbalist, In the Best Interests of Baseball?（2013）.

Weiler, Roberts, Abrams & Ross, Sports and the Law（4th ed. 2011）.

【追記】本稿は平成24年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（基盤研究C））（課題番号24530113　研究課題名「プロ・スポーツ団体の多様性と各団体構成員の権利関係についての重層的考察」）による研究助成による研究成果の一部である。